

ゆたかな暮らし

カッコウ

消費者教育
ウェブ教材



伊達学園のスマホ版がリリース!

伊達学園とは?

仙台市で公開している消費者教育ウェブ教材「伊達学園」は、それぞれの年代にあわせて消費生活の基本的な知識やルール、トラブルにあった場合の対処方法などを学べる学習サイトです。クイズやゲーム、動画などのコンテンツを活用し、楽しく学ぶことができます。



PC版をスマホで見ると...

- ・画面に教材が収まらない
- ・パンフレットの文字が小さい
- ・うまく操作できない など...

レイアウトをスマホ版に最適化

操作性が大きく向上!

縦画面と横画面
を使い分けると
見やすいね!



▲伊達学園はこちら



消費者力をチェック!

消費者クイズ



Q1 契約が成立するのはいつでしょうか?

- A. 「これをください」と言ってお店の人が「はい、わかりました」といったとき
- B. お金を支払ったとき
- C. 商品を受け取ったとき

Q2 ネット通販でTシャツを買ったが似合わない。クーリング・オフできる?

- A. クーリング・オフできない
- B. 契約してから14日以内ならクーリング・オフできる
- C. 商品が届く前ならクーリング・オフできる

Q3 人や社会・環境に配慮しながら消費することを〇〇〇〇消費といいます。〇に入る言葉は?



- A. ロジカル B. ケミカル C. エシカル

Q4 消費生活について相談したいときにかける電話番号は?

- A. 消費者ホットライン118番
- B. 消費者ホットライン188番
- C. 消費者ホットライン189番



答えと解説はP3へ→

仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画を策定しました

仙台市消費生活センターでは、令和8年度から令和12年度を計画期間とする「仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画」を策定しました。この計画では、多様な主体と連携を図り、「消費者が安全に安心して暮らせる社会」及び「消費者市民社会」の実現をめざして、さまざまな取り組みを進めていきます。

消費者が安全に安心して暮らせる社会とは…

少子高齢化やデジタル化の進展など社会環境が大きく変化する中においても、あらゆる消費者の安全や権利が確保され安心して生活できる社会

消費者市民社会とは…

市民一人ひとりが、周りの人や将来にわたる世代まで考慮して商品やサービスを選択し、持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会

その実現のために… 学校、地域、家庭、職域などで消費生活の知識を身に付け、家族や周囲の自立が困難な人への見守りや働きかけを通じて社会全体の「消費者力」の向上を図り、誰一人取り残さない社会づくりが必要です。本市は、関係機関や団体と連携し、日々変容する消費者を取り巻く環境に柔軟に対応できるよう「消費者力」をアップデートしながら、市民が「消費者市民社会」の一員として行動できるよう、取り組みを進めていきます。

I 消費生活の安全・安心の確保

市民が安心して生活できるよう、消費生活における安全を確保するための取り組みを推進します。

商品・サービスの安全を確保するための取り組みを進めます。



II ライフステージや消費者の多様な特性に応じた消費者教育・啓発の充実

ライフステージに応じた消費者教育・啓発を行うとともに、多様な人々にも配慮した包摂性のある社会づくりに向けた取り組みを推進します。

学校や家庭、地域等において、年代や特性に合わせた消費者教育・啓発を行います。



III 持続可能な社会づくりのためのライフスタイルの推進

環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルを推進する取り組みを進め、持続可能な社会を目指します。

エシカル消費の情報提供や啓発、環境教育・食育の推進などの取り組みを進めます。



IV 消費者被害の防止及び救済

消費者被害の未然防止・拡大防止及び救済のため、情報提供を行うとともに、すぐに相談できるよう、消費生活センターの認知度向上と機能向上に努めます。

相談事例や注意喚起情報の提供を行い、相談窓口の周知に努めます。



V 見守り等の配慮を要する消費者（高齢者等）への対応

見守り等の配慮を要する消費者の支援を行うため、見守りネットワークづくりを推進します。

出前講座の実施や注意喚起情報の提供など、事業者・団体等とも連携して取り組みます。



多様な主体との連携の推進

計画は上の5つの「施策の柱」のもと推進します。今号（4ページ）から5回にわたり、施策の柱ごとの具体的な施策をご紹介します。

計画HPはこちら



自転車の交通違反に関する道路交通法が改正されました

道路交通法の改正が令和8年4月1日に施行され、自転車の交通違反に対する交通反則通告制度(青切符)が適用されました。違反者の時間的・手続き上の負担を軽減しつつ、実効性のある違反処理を行うために、どのような点が変わったのでしょうか。改正内容の一部を紹介します。

交通反則通告制度(青切符)ってなに?

運転手が反則行為をした場合、一定期間内に反則金を納めると、刑事手続きには移行せず刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けないで事件が終結されるという制度です。いわゆる青切符制度とも言われ、前科はつきません。

自転車安全利用の
ルールとマナーについて



(仙台市自転車交通安全課HP)



道路交通法の改正について
(青切符についても含む)



(警視庁HP)

対象となる主な違反行為と反則金

違反行為	反則金
携帯電話使用(保持)	12,000円
信号無視	6,000円
通行区分違反(逆走・歩道通行等)	6,000円
一時不停止	5,000円
ヘッドホン・イヤホンの使用 ※大音量の音楽を聴きながらの運転	5,000円
傘さし運転	5,000円
並進(並んでの走行)	3,000円
2人乗り	3,000円

携帯用扇風機の扱いにご注意を!

暑い夏に欠かせない携帯用扇風機。便利な一方、使い方を誤ると思わぬ事故につながることも。安全に使うポイントを確認しましょう。

事例 1

満員電車で携帯用扇風機を使っている人の近くにいると、髪の毛が吸い込まれる形で引っ張られた。

→特に人が集まる場所で使用する場合は、必ず周囲を確認しましょう。

事例 2

こどもにスイッチの入った状態の携帯用扇風機を渡したところ、携帯用扇風機をなめて唇を切ってしまった。

→手渡す際にはファンが止まったことを確認し、巻き込み防止ネットの活用や、思わぬ窒息を防ぐため、ネックストラップを外すことも検討しましょう。



リチウムイオン電池使用製品の購入・使用時は
右のポイントも確認しましょう!

リチウムイオン電池使用製品を使用する際の注意点

衝撃
落としたり、投げつけたりして
強い衝撃を与えない。

異常
膨張、過熱、異臭などが
あるものを使わない。

高温
夏の車内や暖房器具の近くなど、
高温になる場所に
置きっぱなしにしない。

リチウムイオン電池使用製品を購入する時には…

- 連絡先が確かなメーカーや販売店から購入する。
- 充電器や交換用のバッテリーは、製品の付属品やメーカー推奨の物を使用する。
- 安価な非純正バッテリーが抱えるリスクを理解する。

消費者クイズの答えと解説

Q1 : A 買う人が「これをください」と申込み、お店の人が承諾すれば契約が成立します。

Q2 : A ネット通販は法律上のクーリング・オフ制度はありません。ただし、ネット通販独自に、返品可否や、その条件についてのルールを定めているので、返品ルール(利用規約)を、注文前に必ず確認しましょう。

Q3 : C エコバックを持って買い物をすることや、食品ロスを減らすために不要なものは買わない、洗い物をする時に節水を心がけるといったことがエシカル消費の行動です。「エシカル(Ethical)」とは、英語で「倫理的な」という意味で、人や社会、地域、環境に配慮した商品やサービスを選び消費する行動は、持続可能な社会づくり(SDGs)のためにとっても重要な考え方です。

Q4 : B 困ったときは一人で悩まず、「消費者ホットライン」188番(局番不要)にご相談ください。地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。仙台市に在住または通勤・通学の方は、「仙台市消費生活相談ダイヤル」022-268-7867でもご相談いただけます。



クーリング・オフ
制度とは



「伊達学園」
消費者クイズ

仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画の取り組みを紹介します

施策の柱 I

消費生活の
安全・安心の確保

市民のみなさんが安心して生活できるよう、消費生活における安全を確保するための取り組みを推進します。

具体的な施策

- 食品表示や生活三法、計量法に基づき、適正な商品表示・計量が行われるよう調査や指導を行います。
- 食品の安全性や消費者事故などに関する情報提供を行います。
- 関係機関・団体等と連携し、消費者の安全を守る取り組みを推進します。



手口を知って未然に防ごう消費者被害

出前講座 — 暮らしのセミナー —

地域や職場、お友達などのグループで、消費生活に関する問題について学習したいときに、無料で講師を派遣します。ニーズに応じて動画や寸劇を取り入れながら、分かりやすく楽しく学べます。

暮らしのセミナーでもご紹介できます！

消費生活センターの新しい動画ができました！



◀消費生活センター
マスコットキャラクターさっちと
仙台弁こけしがコラボ♪



公式YouTube▶
はこちら



- 対象** 市内在住、在学または在勤で概ね20名以上のグループ（町内会・老人クラブ・社会学級・事業所など）
- 申し込み** 開催希望日の2か月前までに、消費生活センターまでお申込みください。
- 開催日等** センターの休館日を除く平日午前10時から午後4時までの間（講座時間の目安は概ね1時間程度）
- 会場** 申込者側でご用意ください。（市民センター、小学校など）
- 講師** センターで選定し、依頼します。費用は無料です。
- テーマ** 悪質商法、クーリング・オフ制度、ネットトラブル など



▲寸劇でトラブル事例を体験することもできます

お申込みはこちら



少人数のグループでも
ぜひご相談ください♪



契約トラブルなどで迷ったときや困ったときは1人で悩まず早めにご相談ください。

仙台市消費生活相談ダイヤル

022-268-7867

相談時間 月曜から金曜 9:00~17:00(受付16:30まで)
土曜 9:00~16:00(受付16:00まで)
※休館日 日曜・祝日・年末年始

インターネット消費生活相談

仙台市オンライン申請システムからご利用いただけます。
詳しくはホームページをご覧ください。

ご相談は仙台市在住または通勤・通学の方が対象です。

仙台市消費生活センター

〒980-8555 仙台市青葉区一番町四丁目11番1号
141ビル(三越定禅寺通り館)5階

TEL 022-268-7040 FAX 022-268-8309

E-mail sim004140@city.sendai.jp

消費者ホットライン

188(局番不要)



仙台市消費生活センター ホームページ
「ゆたかな暮らし」はホームページでもご覧いただけます。

